

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応等について

(緊急事態宣言を受けた対応 令和3年1月8日更新)

令和3年1月7日、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言が4都県に出されました。特許庁は、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を行っていくため、当面の間、以下のとおり対応していきます。

■ 窓口での出願等の受付について

原則、窓口での出願等の受付は停止。出願等は、電子出願や郵送の利用を促進。

1月12日より、正面玄関を閉鎖。

■ 手続期間の取り扱いについて

手続が困難な方には、引き続き、証拠書類の省略、手続書類等の記載理由の簡略化を認める等柔軟に対応。詳細は以下のとおり。

- [新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続の取り扱いについて](#)
- [新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続における「その責めに帰することができない理由」及び「正当な理由」による救済について](#)

終了時期については、新型コロナウイルスの収束状況等を見ながら検討。終了する際は十分な周知期間を設けた上で、事前に特許庁ウェブサイトで案内。

■ 面接による審査・審理について

引き続き、インターネット回線を利用したテレビ面接により対応。加えて、昨年秋以降、ウェブアプリケーションを利用した面接も実施中。電話による相談は、担当の審査官・審判官まで。特許審査の面接は、申込フォームからも申込み可能。

- [オンライン面接審査](#)
- [オンライン面接審理](#)

<[面接審査申込フォームはこちら](#)>

■ スーパー早期審査等における対応について

特許のスーパー早期審査は、拒絶理由通知書の発送の日から 30 日以内に応答がなされなかった場合をスーパー早期審査の対象外としない等、当該要件を緩和。

詳細は「[スーパー早期審査についての Q&A](#)」参照。

意匠の「[模倣品対策に対応した早期審査](#)」についても、手続に不備が生じた理由で早期審査の対象外としない等、可能な限り柔軟に対応。

■ 新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について

令和 2 年 12 月より、新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書への押印及び署名は廃止し、出願人のうち少なくとも 1 人の記名（パソコン入力可）のみで可。

- [発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について](#)
- [意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について](#)

■ 口頭審理の対応について

令和 3 年 1 月に実施予定の口頭審理については、期日延長等に対応。

- [口頭審理・証拠調べ・巡回審判期日](#)
- [口頭審理期日における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止へご協力をお願い](#)

特許庁関係手続における押印の見直しについて

(令和 2 年 12 月 28 日)

新型コロナウイルス感染拡大防止・予防のための新しい生活様式への移行、行政手続の更なる利便性向上を目的として、令和 2 年 12 月より、特許庁に提出する書面において、一部の手続を除き、押印を不要としています。

[特許庁関係手続における押印の見直しについて](#)